

## 第6期飯田市障がい福祉計画（案）

## 第2期飯田市障がい児福祉計画（案）

（2021年度～2023年度）

飯 田 市

健康福祉部 福祉課



# 目 次

## 《第6期飯田市障がい福祉計画》

### 第1章 総 論

第1節	計画の概要	3
1	計画の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	計画の達成状況の点検及び評価	4
第2節	障がい者を取り巻く現状と課題	5
1	地域社会での自立に向けた支援制度の変遷	5
2	障がい者の地域生活移行の推進と介護者の高齢化に伴う 施設サービスの役割	6
3	障がいの多様化への対応	7
4	精神障がい者施策の推進	7
5	障がい者の権利擁護と障がいへの理解の推進	7
6	飯田市における障がい者福祉の現状と課題	8
7	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 の所持者の推移	9

### 第2章 計画の内容

第1節	計画の基本理念等	10
1	基本理念	10
2	計画の基本的な考え方	10
第2節	障がい福祉サービス目標値	11
1	障がい福祉計画の目標値	11
(1)	施設入所者の地域生活への移行	11
(2)	障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実	11
(3)	福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型・B型など 日中活動を行う施設）から一般就労への移行	12
(4)	相談支援体制の充実・強化等	13
(5)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築	14
(6)	障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	14
第3節	サービス見込量とその考え方	15
1	総合支援給付のサービス利用の予測される計画量とその考え方	15
(1)	訪問系サービス	15
(2)	日中活動系サービス	17
(3)	居住系サービス	21
(4)	相談支援	23
2	地域生活支援事業のサービス見込量とその考え方	24

## 《第2期飯田市障がい児福祉計画》

### 第1章 総論

第1節	計画の概要	34
1	計画の趣旨	34
2	計画の位置づけ	34
3	計画の期間	35
4	計画の達成状況の点検及び評価	35
第2節	障がい児を取り巻く現状と課題	35
1	障がい児支援の在り方	35
2	飯田市における障がい児支援の現状と課題	36
3	障がい者手帳所持者等の推移（18歳未満）	38

### 第2章 計画の内容

第1節	基本的事項	39
1	計画の基本的な考え方 (障がい児の健やかな育成のための発達支援)	39
第2節	障がい児支援の提供体制の整備目標	39
1	障がい児福祉計画の目標	39
	(1) 児童発達支援センターを1カ所設置	39
	(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	39
	(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、 放課後等デイサービスを1カ所確保	39
	(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置	39
第3節	サービス見込量とその考え方	40
1	児童通所支援給付のサービス利用の予測される 計画量とその考え方	40
	(1) 児童発達支援	40
	(2) 放課後等デイサービス	40
	(3) 保育所等訪問支援	41
	(4) 居宅訪問型児童発達支援	41
	(5) 計画相談支援（児童）	42
【参考資料	No.1～No.8】	43

第6期飯田市障がい福祉計画  
(案)



# 第1章 総論

## 第1節 計画の概要

### 1 計画の趣旨

飯田市は、昭和56年（1981年）の「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を契機に、国より「障害者福祉推進都市」の指定を受け、昭和58年（1983年）に「飯田市第1次障害者施策に関する長期行動計画」（10年計画・以下「長期行動計画」という。）を策定して以降、現行の4次長期行動計画に至るまで、関係団体や市民の方々のご理解とご協力をいただきながら、障がい福祉施策を進めてきています。

国においては、平成15年（2003年）4月にノーマライゼーション理念に基づく「支援費制度」が導入され、従来の「措置制度」から大きく転換しました。また、平成18年（2006年）には、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行され、障がい児・者一人ひとりの意思を尊重し自立を支援することをめざして、入所施設生活から地域社会生活への移行推進、退院可能な精神障がい者の退院促進、就労支援の抜本的強化等が図られ、障がい福祉サービスの内容や事業体系が大きく変更されました。これらの改正を経て、平成25年（2013年）4月、より一層の障がい児・者の自立と社会参加、共生のまちづくりを進めていくことを目的とした「障害者総合支援法」（正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）が施行されました。またこの間、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者基本法改正法、障害者雇用促進法改正法等の成立により国内法の整備が進められました。

飯田市においては、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画を3年ごとに策定しており、平成30年度（2018年度）に策定した「第5期飯田市障がい福祉計画」が令和2年度（2020年度）で計画期間の終了を迎えます。

この計画は、このような経緯と状況を踏まえ、「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画」の基本理念「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」の実現をめざし、障がい児・者の自立を支援するとともに、障がい児・者及びその家族が安心して地域生活を送ることができるよう「障害者総合支援法第88条」の規定に基づき策定するものです。

具体的には、「第5期飯田市障がい福祉計画」の実績等を評価し国が策定する基本指針、長野県の計画を踏まえ、「いいだ未来デザイン 2028」のビジョンの実現に向けて、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会と関わり地域に貢献しながら暮らす地域共生社会の実現に向けた取り組みを進める柱とし、2021年度から2023年度までの向こう3カ年に飯田市が取り組む障がい福祉サービスの提供等に関して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

この計画は、「障害者総合支援法第 88 条」の規定に基づいて策定する法定計画で、同法第 87 条第 1 項第 2 項の規定に基づき「国が策定する基本指針等（平成 29 年（2018 年）3 月 31 日付 平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）」及び同法第 89 条に基づき「県が策定する障がい福祉計画」を踏まえ策定します。

### (2) いいだ未来デザイン 2028 における位置づけ

この計画は、「いいだ未来デザイン2028」の12年後にみんなで実現したい姿として描く未来ビジョンの「健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた、障がい福祉推進分野における分野別計画に位置付けられます。

### (3) 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」における位置づけ

この計画は、飯田市が策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部をなすものです。

### (4) 「地域健康ケア計画」における位置づけ

この計画は、飯田市が策定した「地域健康ケア計画」の一部をなすものです。

## 3 計画の対象

この計画の対象としている障がい児・者とは、「障害者基本法第 2 条」及び「児童福祉法第 4 条第 2 項」に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病（難病等）であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者を基本とします。

## 4 計画の期間

障がい福祉計画は、3 年ごとに作成することとされており、第 6 期計画では、2021 年度から 2023 年度までの 3 カ年を期間とします。

## 5 計画の達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況等進行管理をするために、飯田市が毎年行っている行政評価において、事務事業評価を行い、PDCA サイクルに則した点検、評価を行い、実施状況を取りまとめて公表していきます。なお、事業を進めるうえで、飯田市の財政状況や国・県補助金の制度変更（一般財源化等）の状況により、地域生活支援事業などの事業の在り方を研究していきます。

今回の計画の最終年度である 2023 年度には、その達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に、障がい福祉施策・事業についての分析、評価を行い、次回の計画に繋げていきます。

## 第2節 障がい者を取り巻く現状と課題

### 1 地域社会での自立に向けた支援制度の変遷

#### (1) 「支援費制度」から「障害者自立支援法」へ

平成15年度(2003年度)から、利用者本位の社会福祉制度の実現とノーマライゼーションの理念に基づいて、支援費制度が導入されたことにより、障がい福祉サービスを提供できる事業者として、社会福祉法人だけでなく、措置制度の時代にはなかった特定非営利活動法人(NPO法人)も加わり、地域に多様な社会資源が整備され、障がい者やその家族が必要とするサービスを選んで利用できる環境を作り出す成果をあげることができました。

しかし、同時に、障がい種別ごとの縦割りでのサービス提供が残されていたことから、サービス提供事業者の有無による地方自治体間での格差を生みだし、一方、措置制度にはなかった利用できるサービス内容の拡大、利用者による選択、そして利用者の応能負担の導入による様々な問題も生じました。さらに、支援費の対象とされなかった精神障がい者へのサービスとの格差も顕著となりました。

こうして、支援費制度の再構築が必要となり、平成18年度(2006年度)から「障害者自立支援法」が施行されました。「障害者自立支援法」は、支援費制度の課題をふまえて「障害保健福祉の総合化」、「自立支援型システムの転換」、「制度の持続可能性の確保」を基本に、入所施設から地域生活への移行推進、退院可能な精神障がい者の退院促進、就労支援の抜本的強化等を掲げ、利用者に対しサービスの利用料金の原則1割を負担することを求めるなど大きな制度改正を行いました。

この制度改正により、実施主体を市町村に一元化し、精神障がい者も新たに制度の対象となりました。また、支給決定までの仕組みについて、介護保険制度と同様に、認定調査や審査会を経過することで明確化し、サービスの体系についても、全国共通の介護給付と訓練等給付への大別を図るとともに、地域の特性に応じた事業については、地域生活支援事業として都道府県、市町村が役割分担して行うことになりました。

#### (2) 障がい者制度改革推進と「障害者総合支援法」の施行

「障害者自立支援法」については、「障害者基本法」と自立の理念が一致していないとの意見があったほか、利用者負担に伴う利用量抑制の問題、障がい程度区分判定システムの不備、事業報酬の減収等が指摘され、施行後、同法の円滑な施行のための特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者に対する激変緩和措置等の緊急的な経過措置がとられ、平成22年度(2010年度)には、低所得者の利用者負担の無料化が実施されました。

一方、「障害者権利条約」の採択と発効を受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組むため、平成21年(2009年)12月に「障がい者制度改革推進本部」(以下「本部」という。)を内閣に設置しました。「本部」のもとに開催される「障がい者制度改革推進会議」において、平成22年(2010年)6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第1次意見)」がまとめられたことを受けて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が6月29日に閣議決定されました。そこでは、

横断的課題における改革の基本的方向性や今後の進め方として、「障害者基本法」の改正、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の制定、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が示され、その「つなぎ法」として、平成 22 年（2010 年）12 月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）への移行が進められました。

平成 25 年（2013 年）4 月から、「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26 年（2014 年）4 月から、それまでの「障害程度区分」を障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障害支援区分」に改め、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

その後、障害者総合支援法附則に基づき、施行後 3 年を目途として障がい福祉サービスの在り方等について、平成 27 年（2015 年）4 月から国の社会保障審議会障害部会で検討され、同年 12 月に「1. 新たな地域生活の展開」、「2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応」、「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」の 3 つを柱とする報告書が示されました。

それらをもとに、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月に公布されました。

## 2 障がい者の地域生活移行の推進と介護者の高齢化に伴う施設サービスの役割

「障害者自立支援法」の施行以来、重点的に取り組まれてきた「施設から地域へ」という流れの中で、施設入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行が進んでいますが、施設入所者の現状をみると、重度化及び高齢化が進んでいる状況にあります。こうした中で、入所施設の整備は抑制される傾向にありますが、親を中心としてきた介護者の高齢化が進んでおり、在宅生活が継続できるかとの不安が解消されておらず、施設入所に対するニーズは依然としてあり、施設入所者数の削減は目指しつつも、真に施設入所支援が必要な場合について十分に検討する必要があります。また、障がい特性に応じた地域生活移行の居住場所の受け皿として、グループホームの利用ニーズも増えています。

そのような中、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域での暮らしの安心感を担保し親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、施設にあって地域にないものを補完する地域生活支援拠点の 5 つの機能（①相談機能、②体験の機会・場、③緊急時の受入対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）の充実を引き続き図る必要性があります。また、家族をはじめ地域の方の協力を得ながら在宅での生活が継続していけるようなインフォーマルサービスの充実も求められています。

今後、障がい者支援施設が、障がいに応じた支援方法等を実践する機関として情報発信するだけでなく、地域住民との交流を進める拠点として、更に重要な社会資源となることが求められています。

### 3 障がいの多様化への対応

障がい福祉サービスの利用に対しては、主に障がい児・者と規定する概念として「障害者手帳」の保持が一定の条件として、利用が可能かどうかの基準とされてきました。

平成 17 年度（2005 年度）に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等脳機能の障がい）について、早期発見と早期支援開始の必要性が示されました。

平成 23 年（2011 年）8 月に改正された「障害者基本法」により抱合された、難病、発達障がい、高次脳機能障がいなど、「障害者手帳」の交付を受けていなかったために、今まで十分な福祉施策の対象に位置づけられなかった方に対しても「支援が必要とされる方」としての対応が認められました。

このように、障がい児・者の範囲が広がり多様化していますが、そのニーズに対応するために、適切な支援を構築、整備していくことが課題となっています。

### 4 精神障がい者施策の推進

精神障がい者については、平成 5 年（1993 年）の「障害者基本法」の成立により法律上、障がい者として明確に位置づけられ、平成 7 年（1995 年）には「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正されて、「精神障害者保健福祉手帳制度」が創設されました。

平成 18 年（2006 年）の「障害者雇用促進法」の改正により、精神障がい者も法定雇用率の算定対象になるなど、就労に関しても精神障がい者を支援する制度が整えられてきました。

平成 18 年度（2006 年度）からの「障害者自立支援法」の施行により、全国で 70,000 人にのぼる「社会的入院」とされる退院可能な精神障がい者の地域生活への移行も同法の重要な施策として掲げられています。同法により 3 障がいが一元化され、身体・知的障がい者と同じ障がい福祉サービスの受給が可能となりました。

平成 26 年（2014 年）4 月には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部が改正され、精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等が行われました。

今後も、身体障がい者や知的障がい者と比較し、立ち遅れている精神障がい者への支援施策を推進していく必要があります。

### 5 障がい者の権利擁護と障がいへの理解の推進

障がい者の権利擁護については、平成 16 年（2004 年）に改正された「障害者基本法」の基本理念として、障がいを理由とした差別や権利侵害を禁止した条文が加えられました。国連でも平成 18 年（2006 年）12 月に「障害者権利条約」が採択され、我が国も平成 19 年（2007 年）9 月 28 日に署名を行い、政府は批准に向けて福祉の理念や社会福祉制度の仕組みを「障害者

権利条約」の理念に十分に沿うように、「障害者基本法」等の関連法の改正や、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの法律を整備し、平成 26 年（2014 年）1 月に「障害者権利条約」を批准して 140 番目の条約締結国となりました。

それにより現在は、日本においても障がい者を自分らしく生きる権利主体としてとらえ、『社会モデル』で障がい者を捉えていくことが基本理念となり、地域社会で自分らしく生活できることを支援するための福祉サービスの仕組みを定めた「障害者総合支援法」において、障がい当事者が自分の人生をどのように生きるかを自分の意志で決めて生活を組み立てていく『意思決定支援』が福祉サービス事業者の責務として規定されました。

また、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の財産管理や介護や施設利用に関する契約を結ぶ行為を支援する成年後見制度も確立してきています。

今後、地域生活への移行が進むことが予想され、詐欺や虐待など人権に関わる事件・事故に巻き込まれないためにも、障がい者に対する権利擁護は重要性を増していくことが考えられ、障がい者とその家族が安心して地域で暮らしていくためにも、市民向けに権利擁護に関する法律や制度を周知すると共に、障がい者理解を深めるための啓発活動を進める必要があります。

## 6 飯田市における障がい者福祉の現状と課題

飯田市では、日頃から、障がい当事者の方やその家族、障がい者団体等の皆さまと情報交換を行っています。

障がい者団体等からは、入会する方が少なく、会員の高齢化や減少が進んでおり、今後の会の存続を危惧する声や、親亡き後を見据えた成年後見人制度の利用をする場合の財産管理自体に対する不安の声もありました。

また、令和元年度（2019 年度）末以来、新型コロナウイルス感染症感染防止の対策がとられる中、障がい福祉サービス提供事業所には感染予防等のご協力をいただきながら、サービス提供を継続することができましたが、当事者や介護者の方からは、従来通りのサービス利用ができない事に対する不安や負担が増しているとの声がありました。特に、医療的ケアを必要とする重度の障がい児・者については、利用可能な事業所が制限されてしまうといった不安の声が、当事者や介護者、さらに養護学校卒業後にサービス利用を希望する保護者等から寄せられました。また、就労系のサービスを提供する事業所からは、利用者である障がい者の仕事が不足し、従来通りの通所によるサービス提供が困難であるとの声もありました。

こうした困難な状況の中、当事者やその家族の願いを中心とした生活や支援の全体像に対して相談に応じていただいています「計画相談支援専門員」のアセスメント等により、当事者等の不安や負担をくみ取り、そしてそれらを軽減するため、関係機関において連携した支援が適切に実施されたことにより、この困難を乗り越えることができたことと認識しており、「計画相談支援専門員」に対する感謝の声も多くお聞きしています。

また、令和 2 年度（2020 年度）は、長引く大雨により避難を必要とする事態も度々発生し、特に在宅で暮らす重度の障がいのある方やその家族からは、災害に対する不安を常に感じているとの声もお聞きしています。

昨今の気候変動がもたらす豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルスを代表する感染

症の流行により、従来通りの障がい福祉サービスの提供が困難となることも想定されるため、有事においても必要なサービスを提供できる体制の整備に向けて、関係機関との連携を強化していくことが重要となります。

近年、発達障がい等の外見からは分かりにくい障がいのある方への無理解、配慮のなさが指摘されています。コミュニケーション障がい、情報障がいは災害時等に生死に関わる問題にもなりかねないものです。今後も障がいや障がい者に対する市民の正しい理解を深めるとともに、障がいを理由とした不当な扱いや虐待を受けることのないよう、障がい者の権利を擁護する取り組みを一層進め、地域から孤立しないよう、家族への支援や、親亡き後のサポート体制の充実、安心して地域社会の中で暮らせる支え合いの地域づくりが必要となります。

さらに、障がいがあっても働きたい、スポーツ・芸術等好きなことを楽しみたいという意欲を持った方も多く、多様な就労環境や活動の場所の確保、提供が必要とされ、また障がいの早期発見・早期療育を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援のため、関係機関との連携を強化し体制づくりを進めることも求められています。

#### 7 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
身体障害者手帳交付状況	5,855	5,713	5,597	5,410	5,234	5,045
(構成比)	81.0%	79.9%	79.1%	77.6%	76.5%	75.3%
療育手帳交付状況	782	815	841	872	902	920
(構成比)	10.8%	11.4%	11.9%	12.5%	13.2%	13.7%
精神障害者保健福祉手帳交付状況	588	625	636	694	707	738
(構成比)	8.1%	8.7%	9.0%	9.9%	10.3%	11.0%
合計 (人)	7,226	7,154	7,075	6,977	6,844	6,704
飯田市人口	104,284	103,712	103,023	102,012	101,111	100,008

#### ■障がい別、障がい者手帳所持者の推移



## 第2章 計画の内容

### 第1節 計画の基本理念等

#### 1 基本理念

飯田の結いの力を生かしながら、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの理解を深め合い、誰もが地域社会の一員として「健やかにいきいきと暮らせるまち」を目指します。

#### 2 計画の基本的な考え方

##### (1) 地域生活を支えるサービス支援体制の整備

障がい児・者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、必要とする障がい福祉サービスを受けることができる周辺の基盤や体制について、それを担う人材の確保や地域生活支援拠点の充実を図るとともに、地域で自立した生活を送るために、就労・ひきこもりを始めとする多様なニーズに応じた包括的な支援を進めます。

また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を育成し公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟な「共生型サービス」などの取組を進めます。

##### (2) 障がい児・者の人権尊重と社会参加の推進

様々な障がい及び障がい児・者に対する市民の正しい知識と理解を深めるとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いや、虐待を受けることがないよう、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいの特性に応じた情報の提供や、保障に関する施策の充実を図ります。

また、障がい児・者が文化・芸術・読書・スポーツを始め様々な分野において、その恩恵を享受し活躍できるよう環境整備を図るとともに、同じ地域に住む一員として積極的に交流し、社会参加できる支援を進めます。

##### (3) 安心して暮らせる地域づくり

障がい児・者を取り巻く様々な心理的、物理的な障壁を取り除くとともに、日頃から同じ地域に住む一員として支え合い、助け合いながら暮らしていける仕組みをつくることで、すべての人にとって安心して暮らしやすいやさしいまちづくりを進めます。

##### (4) 関係機関と連携した支援体制の充実

障がいを個人の問題としてとらえず、障がいの予防や早期発見、早期治療を進め、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができるように、地域の福祉・医療・保健・教育・労働等の関係機関との連携を強化し、体制づくりを進めます。

## 第2節 障がい福祉サービス目標値

### 1 障がい福祉計画の目標値

障がい者等の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、2023年度を目標年度に、下記の事項について、それぞれの数値目標もしくは活動指標を設定しています。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### ① 目標の設定

ア 2023年度末における地域生活に移行する者の目標値

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者の6%以上の移行

イ 2023年度末の施設入所者の削減数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者から1.6%以上削減

##### ② 目標値

項目	数値	備考
施設入所者数	132人	令和元年度（2019年度）末時点の全施設入所者数
ア 地域生活移行者数	11人	令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者の6%以上移行 $132人 \times 0.06 \div 8人$ 圏域内調整人数（飯田市割当） 3人 $8人 + 3人 = 11人$
イ 削減数	3人	2023年度末での削減見込数 令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者から1.6%以上削減 $132人 \times 0.016 \div 3人$

#### (2) 障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実

##### ①目標の設定

令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証し、明らかになった課題等の検討を行う。

##### ②目標値

項 目	数 値
【目標値】 地域生活支援拠点の設置個所数	1カ所
【目標値】 機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回/年

(3) 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型・B型など日中活動を行う施設）から一般就労への移行

① 目標の設定

福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

ア 一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.27倍以上

イ 就労移行支援から一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.3倍以上

ウ 就労継続支援A型から一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.26倍以上

エ 就労継続支援B型から一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.23倍以上

職場定着率の増加

オ 就労定着支援事業の利用者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

カ 一般就労の職場定着率

国の指針及び県の成果目標による算定で、就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

② 目標値

項 目	数 値	備 考
一般就労への移行数	7 人	令和元年度（2019年度）の実績
【目標値】 一般就労移行者数	12 人	令和元年度（2019年度）の実績の1.27倍以上 7人×1.27≒9人 <u>就労移行、就労継続からの移行者目標値計12人</u>

就労移行支援から一般就労への移行数	5 人	令和元年度（2019年度）の実績
【目標値】 一般就労移行者数	7 人	令和元年度（2019年度）の実績の1.3倍以上 $5人 \times 1.3 \text{ 以上} \div 7人$
就労継続支援A型から一般就労への移行数	0 人	令和元年度（2019年度）の実績
【目標値】 一般就労移行者数	1 人	令和元年度（2019年度）の実績の1.26倍以上 $0人 \times 1.26 \text{ 以上} \div 1人$
就労継続支援B型から一般就労への移行数	2 人	令和元年度（2019年度）の実績
【目標値】 一般就労移行者数	3 人	令和元年度（2019年度）の実績の1.23倍以上 $2人 \times 1.23 \text{ 以上} \div 3人$
生活介護・自立訓練からの移行数	0 人	令和元年度（2019年度）の実績
【目標値】 一般就労移行者数	1 人	※自立訓練（機能訓練）の活動指標の人数を設定
就労定着支援事業		就労定着率の増加
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	3 人	就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 $12人 \times 0.7 \div 8人$ ※実績と実情を踏まえ、活動指標の計画人数を設定
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	2 カ所	全体の7割以上

#### (4) 相談支援体制の充実・強化等

##### ① 目標の設定

相談支援体制の更なる充実に向けた取組として、総合的専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化する体制を確保する。

##### ② 目標値

項目	数値	備考
【目標値】 総合的・専門的な相談支援	有	総合支援センターによる障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導・助言の回数	115 回	総合支援センター主任相談支援専門員による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言

【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成 の支援件数	17	件	地域の相談支援事業者の人材育成のため に行う支援の実施
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取 組の実施回数の見込み	15	回	実施回数

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

① 目標の設定

サービス利用者が真に必要とする障がい福祉サービスを提供していくために、障がい福祉担当職員が、利用者の状況に応じた適切な支給決定等が行えるよう、県が実施する相談支援従事者研修等の各種研修会を活用し、障害者総合支援法への理解を深め、専門的な知識の習得を図る。

② 目標値

項 目	数 値	備 考
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研 修への市職員の参加人数	10	人 長野県が実施する障害福祉サービス等 に係る研修その他研修への飯田市職員 の参加人数

(6) 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

① 目標の設定

障害者自立支援審査支払等システムによる審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用し、事業所や関係自治体と共有することで、より一層事業所が利用者に対して、支給決定に応じた真に必要とするサービスを適切に提供できる体制を構築する。

② 目標値

項 目	数 値	備 考
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システ ムによる審査結果の共有	有	審査結果の分析と結果を活用し、事業所 や関係自治体等と共有する体制の有無
【目標値】 実施回数	12	回 事業所と審査結果を共有し検証を行う回 数

### 第3節 サービス見込量とその考え方

#### 1 総合支援給付のサービス利用の予測される計画量とその考え方

各表は、事業内容とその事業の1月当たりの利用の予測される計画量等を表示しています。

予測される計画量の単位は、サービス内容によって異なり、延べの時間分、人分、人日分とサービスごとに、国が指定した単位で表示しています。

人日分は、1人が1日利用した場合、「1人日分」となり、利用人数と利用日数を掛け合わせ、延べ利用量を示します。人数は、事業ごとに予測される利用者の実人数を表示しています。

##### (1) 訪問系サービス

###### ① 居宅介護

(サービスの説明)

障がい者等に対し、居宅で入浴、排泄又は食事の介護等を行うサービスです。

(取り組みの状況)

予測したサービス量に達していませんが、ほぼ横ばいの状況です。

(予測)

現在のサービスの利用状況及び高齢化や家庭環境の変化等から、微増すると予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

居宅介護	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
時間数/月	1,295	1,295	1,295	1,150	1,184	1,217
利用人数	70	70	70	67	69	71
実績						
時間数/月	1,085	1,110	(1,110)			
利用人数	63	65	(65)			

###### ② 重度訪問介護

(サービスの説明)

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、常時介護を要する方に対し、居宅で入浴、排泄又は食事の介助介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

また、2018年度以降、入院中の医療機関においてもサービス利用が可能になりました。

(取り組みの状況)

重度の障がい者の社会参加が進む中、進学を目指し県外で生活する方の利用があります。今後、重度の障がい者を取り巻く、家庭や社会環境の変化等により必要になると予測します。

(予測)

現在のサービスの利用状況及び高齢化や家庭環境の変化等から、サービス利用を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

重度訪問介護	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
時間数/月	183	183	183	710	488	488
利用人数	1	1	1	1	1	1
実績						
時間数/月	0	669	(710)			
利用人数	1	1	(1)			

③ 同行援護

(サービスの説明)

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事等の介助）を行う事業です。

(取り組みの状況)

介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有の事業であるため、介護保険サービスと併せて利用する65歳以上の視覚障がい者も含まれています。

(予測)

視覚障がい者の方の社会参加及び高齢化等の進展に伴い、ニーズが拡大すると予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

同行援護	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
時間数/月	88	94	100	110	118	126
利用人数	14	15	16	14	15	16
実績						
時間数/月	83	110	(97)			
利用人数	12	14	(14)			

④ 行動援護

(サービスの説明)

知的障がい又は精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護が必要な人に対して、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動の補助などを行います。

(取り組みの状況)

外出や社会参加の機会に利用されていますが、適切な支援が提供される中、日中活動系サービスへと移行する利用者も見られます。

(予測)

給付実績等により、ほぼ横ばいで推移すると予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

行動援護	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
時間数/月	1,012	1,012	1,012	503	503	503
利用人数	20	20	20	15	15	15
実績						
時間数/月	514	503	(466)			
利用人数	15	15	(14)			

⑤ 重度障がい者等包括支援

(サービスの説明)

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に提供します。

(取り組みの状況)

医療的ケア・障がい者の個別性に対応できる人材の定着等、対応できるサービス事業所が地域内に無く、重度の障がい者の方が安心して地域での生活が続けられるよう、支援体制を整えていく必要があります。

(予測)

支援体制の整備ができた場合を想定し、利用者数・利用量を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

重度障がい者等包括支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
時間数/月	488	488	488	488	488	488
利用人数	1	1	1	1	1	1
実績						
時間数/月	0	0	(0)			
利用人数	0	0	(0)			

※訪問系サービスの支給決定量について

飯田市では、障がい児・者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、計画相談支援専門員が立案したサービス等利用計画に基づきサービスの支給決定を行います。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

(サービスの説明)

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(取り組みの状況)

障がい者の高齢化や重度障がい者の地域生活への移行を推進する観点から、利用が増えることが予測されます。

(予測)

給付実績や特別支援学校卒業生の動向から利用量を見込みました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

生活介護	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	5,108	5,215	5,322	5,244	5,336	5,428
利用人数	287	293	299	285	290	295
実績						
人日分/月	5,173	5,150	(5,150)			
利用人数	272	269	(280)			

### ② 自立訓練

(サービスの説明)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う、次のアからウまでのサービスです。

ア 機能訓練

身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。

イ 生活訓練

知的障がい者と精神障がい者を対象に、生活能力の維持・向上のための訓練を行います。

ウ 宿泊型自立訓練

イの生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用し地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が行われます。

(取り組みの状況)

機能訓練は、理学療法士・作業療法士等の医療職員が必要であり、地域内に専門職がいる事業所が今の所ありませんが、必要性は高まっており、今後サービスができる可能性があります。

生活訓練及び宿泊型自立訓練は、地域で自立した生活を営むために必要な準備として使われています。

(予測)

機能訓練については、2019年度からの利用者を計上しました。生活訓練及び宿泊型自立訓練は、給付実績等をもとに予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

機能訓練	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	29	29	29	17	17	17
利用人数	2	2	2	1	1	1
実績						
人日分/月	0	17	(17)			
利用人数	0	1	(1)			

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

生活訓練	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	231	231	231	220	220	220
利用人数	10	10	10	12	12	12
実績						
人日分/月	140	183	(220)			
利用人数	8	10	(12)			

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

宿泊型自立訓練	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	287	287	287	350	350	350
利用人数	10	10	10	17	17	17
実績						
人日分/月	241	350	(350)			
利用人数	13	17	(17)			

### ③ 就労移行支援

(サービスの説明)

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(取り組みの状況)

予測したサービス量に達していませんが、一般就労を経てサービスを利用される方もあります。障がい者の一般就労への移行を推進する観点から、サービスの有効利用が図られるようにします。

(予測)

給付実績や特別支援学校卒業生の動向から利用量を見込みました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

就 労 移 行 支 援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	555	609	666	261	279	297
利用人数	30	33	36	14	15	16
実績						
人日分/月	355	213	(243)			
利用人数	19	12	(13)			

### ④ 就労継続支援

(サービスの説明)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、次のアとイのサービスです。

ア 就労継続支援（A型）

A型（雇用型）は、雇用関係に基づく就労が可能と見込まれる次の障がい者が対象になります。

- a 就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった障がい者
- b 特別支援学校等を卒業して雇用に結びつかなかった障がい者
- c 一般企業を離職又は就労経験がある障がい者

イ 就労継続支援（B型）

B型（非雇用型）は、就労の機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上が期待される次の障がい者が対象になります。

- a 就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった障がい者
- b 一般企業の就労経験のある者で年齢や体力の面から雇用されることが困難な障がい者
- c 一定の年齢に達している障がい者

(取り組みの状況)

A型・B型共に、利用人数、利用量ともに予測には達していませんが、一般就労を目指す障がい者の、就労訓練の場としての役割もあります。

(予測)

A型・B型共に、給付実績や特別支援学校卒業生の動向から利用量を見込みました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

就 労 継 続 支 援 A 型	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	2,100	2,225	2,308	1,722	1,806	1,890
利用人数	101	107	111	82	86	90
実績						
人日分/月	1,599	1,516	(1,638)			
利用人数	77	72	(78)			

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

就 労 継 続 支 援 B 型	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	3,595	3,696	3,763	3,610	3,822	4,034
利用人数	214	220	224	214	226	238
実績						
人日分/月	2,977	3,280	(3398)			
利用人数	181	195	(202)			

⑤ 就労定着支援

(サービスの説明)

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の方に、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている方に対し、企業・自宅等を訪問し、生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

(取り組みの状況)

対応できるサービス事業所が地域になく、利用者はありません。

(予測)

今後、サービス提供体制が整い、徐々に利用が伸びていくと予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

就 労 定 着 支 援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
利用人数	4	5	6	3	3	3
実績						
利用人数	0	0	0			

⑥ 療養介護

(サービスの説明)

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。以前の国立療養所等に入院している方が該当します。

(取り組みの状況)

利用人数は横ばいです。在宅での生活支援サービスで対応出来ていると言え、今後も大きな変動はないと思われます。

(予測)

現行とほぼ同数で推移していくと予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

療 養 介 護	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 利用人数	8	8	8	9	9	9
実績 利用人数	9	10	(9)			

⑦ 短期入所

(サービスの説明)

自宅で介護を行う方が病気などの理由により、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、介護者にとってのレスパイトサービスの役割も担っています。

(取り組みの状況)

グループホームの移行に向けた訓練や、介護される方の高齢化に伴うレスパイトとしての利用が増加傾向にあります。

(予測)

給付実績等をもとに予測しました。なお、短期入所は、緊急時に備えて支給決定するため予測と給付実績が、かい離する場合があります。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

短 期 入 所	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 人日分/月	192	204	217	268	280	296
利用人数	30	32	34	42	44	46
実績 人日分	265	268	(208)			
利用人数	26	27	(36)			

(3) 居住系サービス等

① 共同生活援助

(サービスの説明)

主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

(取り組みの状況)

利用者は、就労継続支援や就労移行支援等の日中活動サービスを利用している知的障がい者や、精神障がい者が大半を占め、就労と地域での自立した生活づくりに欠かせないサービスです。

(予測)

障がい者の方の入所施設や精神科病院からの地域移行が進む中、地域生活における受け皿として、今後利用者が増える見込みです。また、親亡き後を見据えたニーズの高まりもあります。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

共同生活 援助	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
利用人数	159	161	163	162	164	166
【精神障がい者】	【－】	【－】	【－】	【53】	【54】	【55】
実績						
利用人数	158	158	(160)			
【精神障がい者】	【50】	【50】	(【52】)	【 】	【 】	【 】

② 施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）

(サービスの説明)

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(取り組みの状況)

高齢化による自然減と、グループホームへの移行などにより、利用者は減少しております。

(予測)

障がい者の方の地域移行や、地域生活拠点の充実により、国の指針に合わせ年間1人の減を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

施設入所 支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目標						
年度末利用人数	137	136	135	133	132	131
実績						
年度末利用人数	134	132	(134)			

③ 自立生活援助

(サービスの説明)

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた方で、一人暮らしを始める方に、週1～2回の定期的な訪問などを行うことで地域生活を支援する事業です。利用者は精神障がい・知的障がいの方で、理解力や生活力が十分でないため一人暮らしを選択出来なかった方が想定されます。

(取り組みの状況)

現在のところ、利用者はありません。

(予測)

精神科病院からの地域生活への移行が推進される中、サービスが浸透していくことで、徐々に利用が伸びていくと予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

自立生活 援助	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
利用人数	1	2	2	1	2	3
【精神障がい者】	【－】	【－】	【－】	【1】	【2】	【3】
実績						
利用人数	0	0	(0)			
【精神障がい者】	【0】	【0】	(【0】)	【 】	【 】	【 】

(4) 相談支援

① 計画相談支援

(サービスの説明)

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者についてサービス等利用計画を作成する事業です。

(取り組みの状況)

現在、障害福祉サービスの全ての利用者に計画相談支援が提供されています。

(予測)

特別支援学校卒業生の利用増加を見込み、利用が伸びると予測しました。

(単位：人分)

計 画 相 談 支 援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 利用人数	750	750	750	755	760	765
実績 利用人数	761	751	(751)			

※利用人数は、障がい者のみの人数となります。

② 地域移行支援

(サービスの説明)

障がい者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援計画を作成し、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う事業です。

(取り組みの状況)

予測した利用人数を下回っています、ただし、精神障がいの方については、医療機関との連携や自立訓練（宿泊型・生活訓練）の利用等により地域への移行が進んでいます。今後、精神科病床の長期入院からの退院を目指す方の需要が見込まれます。

(予測)

地域生活支援拠点の機能の充実を見据え、予測しました。

(単位：人分)

地 域 移 行 支 援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 利用人数	8	8	8	1	2	3
【精神障がい者】	【－】	【－】	【－】	【1】	【2】	【3】
実績 利用人数	0	0	(0)			
【精神障がい者】	【0】	【0】	(【0】)	【 】	【 】	【 】

③ 地域定着支援

(サービスの説明)

入所施設や精神科病院からの退所や退院後における、地域生活が不安定な地域移行後の単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う事業です。

(取り組みの状況)

サービス提供事業所が限られており、利用人数も限られています。精神科病院等から地域移行される方にとって、ニーズが高い事業であると思われるので、受入先の確保に取り組んでいきます(予測)

地域生活支援拠点の機能の充実を見据え、予測しました。

(単位：人分)

地域定着支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
利用人数	20	20	20	1	2	3
【精神障がい者】	【－】	【－】	【－】	【1】	【2】	【3】
実績						
利用人数	1	1	(1)			
【精神障がい者】	【1】	【1】	(【1】)	【 】	【 】	【 】

## 2 地域生活支援事業のサービス見込量とその考え方

飯田市が実施する地域生活支援事業は、主に地域生活をする利用者に対して、障害者総合支援法で必須事業に加え、在宅で生活する上で必要不可欠なサービスを取り入れています。また、地域生活支援事業と県の事業が重複することのないように、実施する事業を選択決定しています。

県の事業実施の動向を見ながら、今後、事業の内容変更や追加が予想されます。

各表は、サービスの事業内容と、その事業の月または年間の利用者数や利用件数の見込量等を表示しています。

### ① 相談支援事業

(サービスの説明)

#### ア 障がい者相談支援事業

障がい者及びその家族等介護者からの相談に応じて、必要な情報を提供し必要な援助を行います。実施場所は総合支援センターになります。支援センターは、身体・知的・精神、療育の別に拠点が2カ所あり、市内2カ所で相談に応じます。

#### イ 地域自立支援協議会

市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置することが法定化されています。飯田市単独ではなく、飯伊障がい保健福祉圏域の市町村が共同で立ち上げ、総合支援センターが事務局となって運営していきます。

地域自立支援協議会は、地域のネットワークの中心として、その役割を果たしています。

(取り組みの状況)

難病、発達障がい、高次脳機能障がいなどが、障がい児・者の範囲に加わり多様化する中、相談内容も多岐にわたり、予測を上回る相談が寄せられています。

(予測)

利用件数は、利用実績から予測しました。現行とほぼ同数で推移していくと見込みます。

(単位：年間延べ件数)

相談支援事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 事業所数	2	2	2	2	2	2
利用件数	5,300	5,300	5,300	9,300	9,300	9,300
実績 事業所数	2	2	2			
利用件数	8,400	9,305	(9,305)			

\*利用件数は、年間の問い合わせも含めた相談件数

地域自立支援協議会	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 協議会数	1	1	1	1	1	1
実績 協議会数	1	1	(1)			

## ② 市町村相談支援機能強化事業

(サービスの説明)

一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的職員を配置することにより、相談支援事業の強化を図ります。飯伊障がい保健福祉圏域では飯伊圏域障がい者総合支援センターに委託しています。

(取り組みの状況)

精神保健福祉士、臨床心理士等の専門的職員を配置することにより、相談支援事業の強化が図られています。

(予測)

①のア障がい者相談支援事業の強化事業として取り組んでいます。

\*予測量：①の相談支援事業参照

## ③ 地域生活支援拠点の整備

(サービスの説明)

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供するための機能（①相談機能、②体験の機会・場、③緊急時の受入対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を、飯伊圏域内の事業者が分担しその機能を担う面的な体制を、飯伊圏域障がい者総合支援センターが主体となって行います。

(予測)

面的整備型による地域生活支援拠点を1箇所設置します。

※2018年4月、1箇所設置済み。

(単位：箇所数)

地域生活支援拠点	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
拠点数	面的整備型 1					
実績						
拠点数	1	1	1			

## ④ 成年後見制度利用支援事業

(サービスの説明)

成年後見制度は精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない者が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

飯田市では、障がい福祉サービスの利用等の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者の方で、成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に支援しています。

(取り組みの状況)

成年後見制度を必要とする市民への制度利用に向けた支援は、相談支援事業の中に含まれます。

平成25年(2013年)7月に、定住自立圏の枠組みで、「いいだ成年後見支援センター」を設立し、成年後見制度法人後見支援事業が始まっています。

また、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」については、2018年度から「いいだ成年後見支援センター」を中核機関と位置付け、呼びかけにより各団体等（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会、民生児童委員会、金融機関（個別）、病院（個別）、飯伊圏域障がい者総合支援センター、南信州広域連合地域自立支援協議会、飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所、市町村、市町村地域包括支援センター、いいだ成年後見支援センター）の参画を得て構築しています。

ネットワーク参加団体、個々の構成員等は、その相互間の相談対応、または申立人や後見人などからの相談等に対して柔軟な対応と必要な支援を行っていきます。

親族の関わりが比較的強い地域の特性から、個々の後見等のケースでは、これまでも後見人が家族・親族や他の社会資源と連携を取りつつ複数の関係者によるチームでの対応で業務が行われていますが、これらを利用していない者でも、本人や後見人が孤立しないよう、ネットワークの関係者等が支援を必要とする人を発見、関係者を含めてチームを編成し、家族や親族の関わりを含め本人を取り巻く人間関係を勘案して支援するよう努めて行きます。

(予測)

親亡き後の独居障がい者が増えてくることが予想されるため、親族等の支援が受けられない方で成年後見制度の利用に要する費用の補助を必要とする利用者数を予測しました。

(単位：人分)

成年後見制度利用支援事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
利用者数	4	5	6	1	2	3
実績						
利用者数	0	0	(0)			

⑤ コミュニケーション支援事業

(サービスの説明)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の派遣を行い、仲介して意思疎通の円滑化を図ります。

(取り組みの状況)

利用者数は予測に達していませんが、派遣回数は増加傾向にあり障がいを持たれた方の社会参加を推進する上で必要な事業となっています。。

(予測)

給付実績をもとに、現行と同数で推移していくと予測しました。

(単位：月間の延べ利用者数)

コミュニケーション支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 利用者数	46	46	46	29	29	29
実績 利用者数	28	29	(29)			

⑥ 日常生活用具給付事業

(サービスの説明)

自立生活支援用具等の日常生活用具の給付により、障がい者の日常生活の便宜を図り、介護の負担を減らすことを目的としています。

(取り組みの状況)

日常生活用具給付事業では概ね予測量のとおり推移しています。

(予測)

障がい者の日常生活の便宜を図るため、在宅での生活に支援用具が必要になることから、6種に分けられた日常生活用具について、ほぼ横ばいに推移すると予測しました。

排泄管理支援用具は、1カ月分の申請を1件として積算してあります。

(単位：件数)

日常生活用具種類	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
① 介護訓練支援用具 計画件数	22	23	24	7	7	7
実績件数	16	7	(7)			
② 自立生活支援用具 計画件数	16	17	18	19	18	17
実績件数	37	23	(20)			
③ 在宅療養等支援用具 計画件数	34	35	36	22	21	20
実績件数	30	27	(24)			
④ 情報・意思疎通支援用具 計画件数	15	16	17	14	14	14
実績件数	13	9	(14)			

日常生活用具種類	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
⑤ 排泄管理支援用具 計画件数	2,650	2,690	2,730	2,555	2,555	2,555
実績件数	2,526	2,555	(2,555)			
⑥ 住宅改修費 計画件数	3	3	3	3	3	3
実績件数	5	0	(2)			
合計 計画件数	2,740	2,784	2,828	2,620	2,618	2,616
実績件数	2,627	2,621	(2,622)			

### ⑦ 移動支援事業

(サービスの説明)

屋外での移動が困難な障がい者等に外出の支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進することを目的としています。

支援の内容としては、社会生活上不可欠な外出、及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものです。支援方法としては、マンツーマンで対応する個別支援と複数の障がい者等の同時支援をするグループ支援の2つの支援方法があります。

(取り組みの状況)

サービス提供事業者の確保により、必要なサービス量の提供は可能となっていますが、行動援護、同行援護、飯田市障がい者タクシー利用券交付事業といった他の支援の充実により予測量までいたっていません。

(予測)

令和元年度(2019年度)実績(見込)と同数で推移していくと予測しました。

(単位：月間の実利用者数、延べ利用時間)

移動支援事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 事業所数	14	14	14	14	14	14
実利用者数	108	108	108	114	114	114
延べ利用時間	978	978	978	685	685	685
実績 事業所数	14	14	(14)			
実利用者数	120	114	(90)			
延べ利用時間	753	685	(540)			

### ⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

(サービスの説明)

障がい者等が通うことにより、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者等の地域活動支援の促進を図ることを目的とします。

ア 基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等地域の実状に応じた支援を行います。この事業に該当する対象者の利用実績から予測しています。

イ 機能強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

なお、機能強化事業は全施設を対象にしたことにより、予測量は基礎的事業と同じです。

（取り組みの状況）

障がいを持たれた方の高齢化が進む中、地域で生活する障がい者の貴重な居場所としての役割もあり、今後も一定の利用があると思われます。

また、社会参加の第一歩として、家庭より一歩出て本人に合った活動を仲間や職員と取り組むことを通じて、次の就労継続支援サービスや一般就労へ移行する者もいます。

（予測）

地域で生活する障がい者等の抱える問題や課題は、多岐にわたりそのニーズも多種多様化する中で、さまざまな問題を抱えた方の居場所として、今後利用が伸びていくと予測しました。

（単位：月間の実利用者数、延べ利用者数）

地域活動支援センター事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 事業所数	7	7	7	7	7	7
実利用者数	118	118	118	124	126	128
延べ利用者数	1,026	1,026	1,026	1,128	1,159	1,131
実績 事業所数	6	6	(7)			
実利用者数	121	122	(110)			
延べ利用者数	1,166	1,061	(957)			

⑨ 訪問入浴事業

（サービスの説明）

在宅の重度の障がい児・者で、家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難であり、訪問入浴以外の入浴の方法がない障がい児・者に対して、居宅での入浴サービスを提供する事業です。

（取り組みの状況）

訪問入浴事業については、概ね見込み数で推移しています。

（予測）

重度障がい者の入浴の機会の確保として、利用が伸びると予測しました

(単位：月間の実利用者数、延べ利用者数)

訪問入浴事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
事業所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数	10	10	10	10	11	12
延べ利用者数	55	55	55	56	61	66
実績						
事業所数	3	3	(3)			
実利用者数	11	10	(10)			
延べ利用者数	55	56	(56)			

⑩ 日中一時支援事業

(サービスの説明)

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）を目的としています。

(取り組みの状況)

予測まで達していませんが、県のタイムケア事業や放課後等デイサービスの補完的な利用となっており、引続き一定の利用が見込まれます。

(予測)

令和元年度(2019年度)実績（見込）と同数で推移していくと予測しました。

(単位：月間の実利用者数、延べ利用時間)

日中一時支援事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
事業所数	12	12	12	10	10	10
実利用者数	70	70	70	70	70	70
延べ利用時間	946	946	946	885	885	885
実績						
事業所数	10	10	(10)			
実利用者数	70	70	(60)			
延べ利用時間	811	885	(745)			

⑪ 社会参加推進事業

ア 点字・声の広報等発行事業

(サービスの説明)

文字による情報入手が困難、または難病や肢体不自由等のため広報の読み取りが困難な障がい者等に、点訳、音声訳その他障がい者にわかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、その他障がい者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報を提供する事業です。

(取り組みの状況)

各ボランティア団体と連携しながら進めています。点字・声の広報等発行事業については、利用者の高齢化等により減少傾向にあります。

(予測)

点字・声の広報等発行事業については、「第5期障がい福祉計画」から継続し同様に行います。広報等の活用により、利用者の拡大を図ります。

給付実績をもとに、現行とほぼ同数で推移していくと予測しました。

(単位：月間の実利用者数)

点字・声の広報発行事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
実利用者数	42	42	42	40	40	40
実績						
実利用者数	37	33	(33)			

#### イ 奉仕員養成研修事業

(サービスの説明)

コミュニケーション支援事業及び点字・声の広報等発行事業を担う人材として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員を養成研修する事業です。

(取り組みの状況)

手話奉仕員など、過去の養成研修事業の実績等含め概ね養成ができています。

(予測)

前計画と同数を予測しました。

(単位：受講者数)

奉仕員養成研修事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
受講者数	60	60	60	60	60	60
実績						
受講者数	66	31	(30)			

#### エ パソコン教室

(サービスの説明)

文書作成や表計算のアプリケーションソフトを活用したパソコンの操作方法の習熟度を上げ模擬作業体験や実習を行うことにより、社会参加につながる技術指導を行う事業です。

(取り組みの状況)

日常生活及び一般就労した際に役立つスキルを学ぶことが出来る講義内容となっています。

(予測)

パソコン教室については、「第5期障がい福祉計画」から継続し同様に行います。

(単位：受講者数)

パソコン教室	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
受講者数	10	10	10	10	10	10
実績						
受講者数	8	5	(10)			

⑫ 自発的支援活動支援事業

ア 精神障がい者家族支援事業

(サービスの説明)

精神障がい者の自立した地域生活を推進し、その家族が安心して生活できるように支援する活動への助成事業です。

(取り組みの状況)

効果的な家族支援等の在り方、薬との付き合い方などの研修会開催への支援等を行っています。家族の高齢化も影響し、活動を継続する団体数は減少していますが、家族の負担軽減や情報共有を可能とする場でもあり、引き続き同様の支援を行います。

(予測)

引き続き、同様の趣旨の活動に対して支援を行います。

(単位：支援団体数)

精神障がい者 家族支援事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 団体数	3	3	3	2	2	2
実績 団体数	2	1	(1)			

イ ピアサポート活動支援事業

(サービスの説明)

障がい当事者の視点から、地域での自立生活を捉えたピアサポート活動に対する支援活動への助成事業です。

(取り組みの状況)

飯伊圏域障がい者総合支援センターで行う、ピアカウンセリング講座等の事業に対して、引き続き支援を行います。

(予測)

引き続き、同様の趣旨の活動に対して支援を行います。

(単位：ピアサポートセンター数)

ピアサポート活動 支援事業	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 センター数	1	1	1	1	1	1
実績 センター数	1	1	(1)			

⑬ 文化芸術活動、障がい者スポーツの振興

障がい者の方の文化芸術活動については、毎年秋に開催される長野県文化芸術祭に飯田市からは年に10点弱の作品の出展があり、表彰を受ける方もあります。また、飯田市美術博物館を会場とする障がい者文化芸術作品展は、この地域の出展の場として定着してきており、毎年多くの素晴らしい作品が寄せられています。

さらに、ボッチャを始めとする障がい者スポーツは、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、誰もが楽しめるスポーツとして、地域に浸透してきています。

こうした、障がい者の文化芸術活動やスポーツへの参加を通じて、障がい者の生きがいや自信を創出し、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する地域住民の正しい理解と認識を深め、また交流やふれあいができる取り組みを行います。

(単位：回数)

文化芸術活動支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
開催数	1	1	1	2	2	2
実績						
開催数	1	2	(1)			

## ⑭ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された体制を、計画的に推進する必要があります。

(単位：箇所数、開催回数、参加人数)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	2021年度	2022年度	2023年度
計画			
協議の場の設置	1	1	1
協議の場の開催回数	1	1	1
関係者の参加人数	15	15	15
実績			
協議の場の設置			
協議の場の開催回数			
関係者の参加人数			

## ⑮ 発達障がい者等支援の一層の充実について

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であり、その特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等やその家族に対する支援体制の充実を図る必要があります。

(単位：受講者数、人数、参加人数)

発達障がい者等支援	2021年度	2022年度	2023年度
計画			
ペアレントトレーニング等の受講者数	20	20	20
ペアレントメンターの人数	5	5	5
ピアサポートの活動への参加人数	80	80	80
実績			
ペアレントトレーニング等の受講者数			
ペアレントメンターの人数			
ピアサポートの活動への参加人数			



第2期飯田市障がい児福祉計画  
(案)



# 第1章 総論

## 第1節 計画の概要

### 1 計画の趣旨

障がい児及びその家族への支援については、昭和23年（1948年）に施行された児童福祉法において、障がいのある子どもに対する支援が位置づけられ、その後、昭和40年代初頭までに重症心身障がい児を含む障がい児入所施設が制度化され、昭和40年代半ばからは、通園の制度化が進展いたしました。その後、制度全体の利用制度にかかる枠組みの改革がなされてきており、直近の改正では、地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指した「障害者自立支援法」の制度に移行されていた障がい児福祉の部分について、平成24年（2012年）4月の児童福祉法の改正により、改めて児童福祉法に位置づけられました。

具体的には、この改正により、障害者自立支援法の「児童デイサービス」と、児童福祉法の「知的障がい児通園施設や肢体不自由児通園施設」など、二つの法律に基づき、障がいの種別ごとに分かれていたわかりづらい支援の制度が解消され、障がいのある子どもが、身近な地域で適切な支援が受けられる施設体系に一元化されました。

このような中、飯田市では、障害者総合支援法に基づく第4期飯田市障がい福祉計画に、その計画期間中である平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」のサービス見込量を定めました。また、子育て応援プラン（次世代育成支援飯田市行動計画、飯田市子ども・子育て支援事業計画）の「途切れのない発達支援体制整備事業」の枠組みの中で、障がいのある子どもの子育て支援施策の一つとして位置づけています。

その後、国においては、平成26年（2014年）7月に示された「障害児支援の在り方に関する検討会」での報告書の内容を受けて、平成28年（2016年）6月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正されています。

本計画は、平成30年度（2018年度）に策定した「第1期飯田市障がい児福祉計画」が令和2年度（2020年度）で計画期間の終了を迎えるにあたり、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう「第6期飯田市障がい福祉計画」と一体的に「第2期飯田市障がい児福祉計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

この計画は、「児童福祉法第33条の20」の規定に基づいて策定する法定計画で、同法第33条の規定に基づき「国が策定する基本指針等（平成29年（2017年）3月31日付平成29年厚生労働省告示第116号）」及び同法第33条の22に基づき「県が策定する障がい児福祉計画」を踏まえ策定します。

(2) いいだ未来デザイン 2028 における位置づけ

この計画は、「いいだ未来デザイン2028」の12年後にみんなで実現したい姿として描く未来ビジョンの「健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた、障がい福祉推進分野における分野別計画に位置付けられます。

(3) 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」における位置づけ

この計画は、飯田市が策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部をなすものです。

(4) 「子育て応援プラン（次世代育成支援飯田市行動計画、飯田市子ども・子育て支援事業計画）」との連携

引き続き、「途切れのない発達支援体制整備事業」の枠組みの一つとして連携を図ります。

### 3 計画の期間

障がい児福祉計画は、3年ごとに作成することとされており、第2期計画では、2021年度から2023年度までの3カ年を期間とします。

### 4 計画の達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況等進行管理をするために、飯田市が毎年行っている行政評価において、事務事業評価を行い、PDCAサイクルに則した点検、評価を行い、実施状況を取りまとめて公表していきます。

今回の計画の最終年度である2023年度には、その達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に、障がい児福祉施策・事業についての分析、評価を行い、次回の計画に繋げていきます。

## 第2節 障がい児を取り巻く現状と課題

### 1 障がい児支援の在り方

平成24年（2012年）の児童福祉法改正にて、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、それまでの障がい種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に未就学の障がいのある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられました。

この後、平成26年（2014年）7月に取りまとめられた障がい児支援の在り方に関する検討会報告書「今後の障害児支援の在り方について」において、「障がい児支援の内容については、各事業所において理念や目標に基づく独自性や創意工夫も尊重されるものである。その一方で、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要であるため、障がい児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたガイドラインの策定が必要。」と示され、平成27年

(2015 年) 4 月には、提供される支援の内容が多種多様で、支援の質の観点からも大きな開きがあるとの指摘がされている状況にあった「放課後等デイサービス」について、国はその基本的事項を示す「放課後等デイサービスガイドライン」を策定しました。

また、児童発達支援についても、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していく必要があるため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを示した「児童発達支援ガイドライン」も策定されました。

これら、ガイドラインを踏まえつつ、各事業所の実情や個々の障がい児の状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められてきています。

## 2 飯田市における障がい児支援の現状と課題

飯田市では、平成 2 年度（1990 年度）から福祉課に理学療法士等を配置し、0 歳から高齢者まで、安心して生き生きと在宅や施設で生活を送るために、身体機能にとどまらず、精神面・環境面も含めた総合的な地域リハビリテーション事業を行っています。障がいの早期発見・早期療育への支援の視点のもと、児童発達支援センター、飯伊圏域障がい者総合支援センター、こども家庭応援センター（ゆいきっず）での初期相談窓口から身近な場で必要な支援を受けられるように、家族や地域内の福祉・医療・保健・教育など関係機関との連携を図りながら、近年は計画相談支援専門員による相談支援の充実が図れてきています。

また、人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児の支援に関して、保健、医療、福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るため、平成 30 年度（2018 年度）に南信州広域連合地域自立支援協議会に関係機関による協議の場として「医療的ケア児等支援連携推進会議」を設置し、同協議会の専門部会であるくらし部会の医ケア・重心（身体）チームと連携し、圏域内の事業所、訪問看護、保健師、福祉課職員による支援力の向上に向けた取組みを進めています。今後、この推進会議において、医療的ケアを必要とする障がい児等が、地域で安心して暮らしていくために有効な協議がなされるよう、その実態及びニーズ、課題等の把握に努めていく必要があります。

このような中、平成 30 年度（2018 年度）より、飯田市と特別支援学校の保護者との間で、障がい児支援等に関する現状や課題についての懇談会を開催しております。障がいのある児童を抱える当事者として、安心して暮らせる社会の実現に向けて、以下のとおり多くの意見をお聞きしております。

### 【共生社会の実現に向けて】

- ・重度の障がいをもつ子と日々格闘している。地域や近所の子どもの関わりも薄い。地域の人にどう知ってもらったらよいか？地域の人との交流が少ないことが不安です。
- ・この地域で暮らしていくのだから、できる限り地域の中に出ていこうと思い、行事にもなるべく参加している。地元小学校にも交流に行っているが、飯田市が副学籍を導入すると聞き嬉しかった。交流を通じて、友だちも増えた。将来もこうした関係が続くといいなあと思っている。交流には、親の送迎と付き添いが必要となるが、仕事の都合で行かせられないこともあるので、そここのところをカバーしてくれるシステムが将来的にできるといいなあ。
- ・肢体不自由児で介護（全介助）が必要。話すことはできず、声かけへの反応を見て気持ちを推測してもらう。医療的ケアが必要であり、看護師の付添いを要するため、預けられる場所が限られている。成長に伴い親だけで面倒を見るのは困難となってきた。共生社会の実現について…「夢のような話ですが、“街の中の誰もが、障がいのある人が身近にいることがあたりまえに思えて、普通に声をかけあうことができ、自然に手を借りることができる”という状況になるのなら、街の中が完璧なバリアフリーでなくても「安心」なのだろうと思っています。養護学校においては当然ですが、普通の学校や一般でも、避難訓練の時などに身体が動かさない人を運ぶ、激しく動揺した人や言葉を話せない状況の人を誘導する…など、「人を手助けするのがあたりまえ」な街になっていったら嬉しいです。健常な人でも身体が不自由になることはいくらかもあることですから、今現在不自由な人のことをたくさんの人に知ってもらうことは良いことだと思っています。」障がいのあるなしではなく、必要な時に助け合えればいい。市の訓練、災害時も障がい者がいることを前提に考えてほしい。
- ・外見からは分からない、発達障害の子どもたちのことを、多くの人たちに知ってほしい。
- ・「心のバリアフリー」までは届かないなあと感じている、対策はというとこれも難しい。

### 【福祉・就労について】

- ・教育（学校）に福祉が入ることができず、学校の看護師が使えない者（人工呼吸器をつけているため）はどうすればよいか。
- ・タイムケアの時間が足りない。
- ・卒業後サービス利用を必要とする人もいるが、希望するサービスの利用が困難となることが懸念される。特に、重度障がいの方が利用する生活介護は、数年後を考えるとどうなっているか不安を感じる。地域で暮らすために、安定した日中活動の場の確保が必要だと思う。
- ・家庭での介護が困難となった、重度心身障がい児が利用できる、入所や短期入所が可能な施設が飯田市にはありません。このままでは、飯田市を出ていかななくてはなりません。
- ・日常生活用具費給付事業について、身体障がいに限らず、真に必要とする人が利用できるようにしてほしい。

### 【災害時の体制整備について】

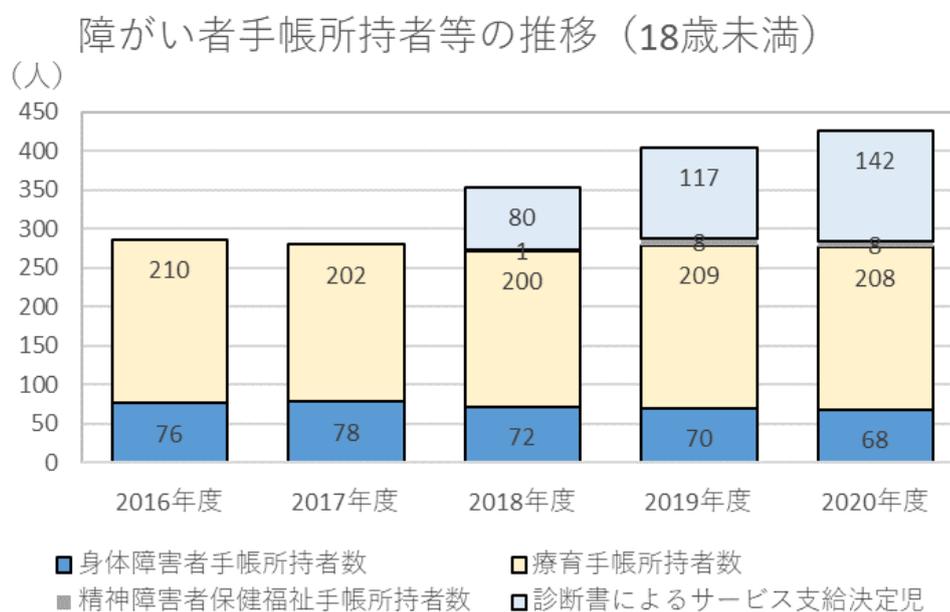
- ・障がいの特性で避難所に入れない人たちに対しての対応が不安。
- ・普段車椅子を必要とする子をもつ親として、災害時の備えをどうすべきか考えたい。
- ・障がいに対応した避難所がほしい。医療的ケアが必要な人の避難場所が不安。

### 3 障がい者手帳所持者等の推移（18歳未満）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
身体障害者手帳所持者数	76	78	72	70	68
療育手帳所持者数	210	202	200	209	208
精神障害者保健福祉手帳所持者数			1	8	8
診断書によるサービス支給決定児			80	117	142
障がい児合計（人）	286	280	353	404	426

※「診断書によるサービス支給決定児」については、2017年以前の集計はありません。

#### ■障がい者手帳所持者等の推移（18歳未満）



## 第2章 計画の内容

### 第1節 基本的事項

#### 1 計画の基本的な考え方（障がい児の健やかな育成のための発達支援）

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を進めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を進めます。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

### 第2節 障がい児支援の提供体制の整備目標

#### 1 障がい児福祉計画の目標

- (1) 児童発達支援センターを少なくとも1カ所設置
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを1カ所確保
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
  - ① 医療的ケア児コーディネーターの配置人数 1 人

※上記の目標は「第1期障がい児時福祉計画」から引き続く項目であり、提供体制はすでに、整備済み。

### 第3節 サービス見込量とその考え方

#### 1 児童通所支援給付のサービス利用の予測される計画量とその考え方

各表は、事業内容とその事業の1月当たりの利用の予測される計画量等を表示しています。

予測される計画量の単位は、サービス内容によって異なり、延べの時間分、人分、人日分とサービスごとに、国が指定した単位で表示しています。

人日分は、1人が1日利用した場合、「1人日分」となり、利用人数と利用日数を掛け合わせ、延べ利用量を示します。人数は、事業ごとに予測される利用者の実人数を表示しています。

##### (1) 児童発達支援

(サービスの説明)

障がいのある未就学の子どもが、身近な地域で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など行う事業です。

(取り組みの状況)

子育て支援策の中で、乳幼児健診や育児相談から障がいの早期の気づき・早期療育に繋ぐため、こども発達センターひまわり、こども家庭応援センター等の相談機関と連携して取り組んでいます。また、保護者の障がいに対する受容の困難さに配慮した相談に努めています。

(予測)

実績と同数で推移していくものと予測しています。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

児童発達支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	811	811	811	513	513	513
利用人数	41	41	41	51	51	51
実績						
人日分/月	474	513	(474)			
利用人数	45	51	(51)			

##### (2) 放課後等デイサービス

(サービスの説明)

学校在学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に行うことによる自立促進と、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。

(取り組みの状況)

子どもの数は減少傾向ですが、各種相談支援機関等を通じ、療育支援を求める家庭は増加しており、ほぼ横ばいの状態です。計画相談支援の充実を図り、家族の中での役割、障がい児の将来を見据えた地域での自立した生活づくりについて関係者と連携し取り組んでいます。

(予測)

引き続き各種関係機関を通じ、療育支援を求める家庭への支援を続けていきます。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

放課後等サービス	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	3,362	3,444	3,526	3,465	3,520	3,575
利用人数	205	210	215	315	320	325
実績						
人日分/月	2,982	3,146	(3,380)			
利用人数	245	291	(310)			

### (3) 保育所等訪問支援

(サービスの説明)

児童指導員や保育士が、保育所等に訪問を行い、障がい児や保育所等のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う事業です。

(取り組みの状況)

保育所等訪問支援を行う事業所が市内に1カ所あり、相談支援専門員のプランに基づきサービスの提供がされています。また、2018年度より支援対象に、乳児院や児童養護施設に入所する障がい児が追加されました。

(予測)

2018年度より支援対象に、乳児院や児童養護施設に入所する障がい児が追加されました。サービス提供事業所が限られるため、実績と同数で推移していくものと予測しています。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

保育所等訪問支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
利用人数	5	6	7	6	6	6
実績						
利用人数	9	6	(6)			

### (4) 居宅訪問型児童発達支援

(サービスの説明)

重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導等を居宅を訪問して支援を行います。

(予測)

2018年度から新たにスタートしたサービスです。養護学校の訪問籍の子どもの利用を見込みました。サービス提供事業所が限られるため、横ばいに推移すると見込みました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

居宅訪問型児童発達支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画						
人日分/月	32	32	32	8	8	8
利用人数	8	8	8	2	2	2
計画						
人日分/月	0	0	(4)			
利用人数	0	0	(1)			

(5) 計画相談支援（児童）

（サービスの説明）

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所サービスを利用する全ての障がい児についてサービス等利用計画を作成する事業です。

（取り組みの状況）

現在、障がい児通所サービスの全ての利用者に計画相談支援が提供されています。

（予測）

給付実績等をもとに微増と予測しました。

（単位：人分）

計画相談支援	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画 利用人数	242	247	252	335	340	345
実績 利用人数	290	324	(330)			

# 参 考 资 料



2 飯福第 805 号  
令和 2 年 7 月 30 日

飯田市社会福祉審議会  
本部会委員長 小西 盛登 様

飯田市長 牧 野 光 朗

飯田市社会福祉審議会条例（平成 15 年飯田市条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に下記の事項について諮問します。

記

1 「第 6 期飯田市障がい福祉計画・第 2 期飯田市障がい児福祉計画」

「第 6 期飯田市障がい福祉計画・第 2 期飯田市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく障害福祉計画と児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。平成 30 年度から令和 2 年度までの「第 5 期飯田市障がい福祉計画・第 1 期飯田市障がい児福祉計画」を策定し、これに基づいて計画の重要施策を取り組んできました。

令和 2 年度は、令和 3 年度を初年度とし令和 5 年度までの 3 か年を計画期間とする「第 6 期飯田市障がい福祉計画・第 2 期飯田市障がい児福祉計画」を策定します。ついては、計画の策定に関する基本的な考え方について貴審議会の意見を求めます。

令和3年2月12日

飯田市長 佐藤 健 様

飯田市社会福祉審議会  
本部会委員長 小西 盛登

第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画（案）について（答申）

令和2年7月30日付2飯福第805号で諮問された標記の件について、下記のとおり当審議会の意見を答申します。

#### 記

諮問された第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画（案）につきましては、計画案のとおり報告いたします。なお、審議の中で次の意見があったので尊重願います。

- 1 計画の推進に当たっては、南信州広域連合地域自立支援協議会の活用により、地域の課題を共有し関係機関と連携を図り、中心市としての役割を担いながら、重度障がい児・者の日中活動の場の確保及び相談支援専門員の確保といったサービス基盤等の整備を進めるなど、課題解決に向け取り組まれない。
- 2 計画の推進に当たっては、障がい児・者が安心した地域生活が送られるよう、本計画の基本理念の地域への浸透及び障がいに対する地域住民の正しい理解の推進を図り、障がい児・者が障がいを理由とする差別的取扱いや虐待を受けることなく、誰もが安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて取り組まれない。
- 3 障がい児支援に関しては、「子どもの将来の自立に向けた発達支援」、「子どものライフステージに応じた一貫した支援」、「保護者を含めたトータル的な支援」を関係機関と連携を図りながら進め、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容の推進に取り組まれない。

令和3年2月1日

飯田市社会福祉審議会  
本部会委員長 小西 盛登 様

飯田市社会福祉審議会障がい者福祉分科会  
会 長 宮 下 智

第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画（案）の  
審議について（報告）

このことについて、令和2年7月30日に飯田市社会福祉審議会本部会より付託を受けた「第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画」の審議について、下記のとおり報告します。

#### 記

諮問された第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画（案）につきましては、計画案のとおり報告いたします。なお、両計画の答申の結語として、次の3点を付帯意見として付記いたします。審議の中で次の意見があったので尊重願います。

- 1 計画の推進に当たっては、南信州広域連合地域自立支援協議会の活用により、地域の課題を共有し関係機関と連携を図り、中心市としての役割を担いながら、重度障がい児・者の日中活動の場の確保及び相談支援専門員の確保といったサービス基盤等の整備を進めるなど、課題解決に向け取り組まれない。
- 2 計画の推進に当たっては、障がい児・者が安心した地域生活が送られるよう、本計画の基本理念の地域への浸透及び障がいに対する地域住民の正しい理解の推進を図り、障がい児・者が障がいを理由とする差別的取扱いや虐待を受けることなく、誰もが安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて取り組まれない。
- 3 障がい児支援に関しては、「子どもの将来の自立に向けた発達支援」、「子どものライフステージに応じた一貫した支援」、「保護者を含めたトータル的な支援」を関係機関と連携を図りながら進め、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容の推進に取り組まれない。

## 飯田市社会福祉審議会本部会 ・ 障がい者福祉分科会の開催状況

## 社会福祉審議会本部会

## 第6回 飯田市社会福祉審議会 本部会

令和2年7月30日(木) 飯田市役所 C棟3階C311-313会議室

## 【諮問】

- 飯田市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づく諮問
  - ・ 飯田市高齢者福祉計画・(第8期)介護保険事業計画の策定について
  - ・ 第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画の策定について

## 【協議事項】

- 諮問事項の取り扱いについて
  - ・ 各計画、専門分科会に付託

## 第7回 飯田市社会福祉審議会 本部会

令和2年10月29日(木) 飯田市役所 C棟3階C311-313会議室

## 【協議事項】

- 策定計画の中間報告について
  - ・ 第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画
  - ・ 飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

## 第8回 飯田市社会福祉審議会 本部会

令和2年11月16日(月) 飯田市役所 A棟2階第2委員会室

## 【協議事項】

- 策定計画の原案について
  - ・ 飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画
  - ・ 第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画
- 策定計画の中間報告について
  - ・ 飯田市高齢者福祉計画・(第8期)介護保険事業計画
- 健康福祉部各課からの報告事項について
  - ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について

## 第9回 飯田市社会福祉審議会 本部会

令和3年2月9日(火) 飯田市役所 A棟2階第2委員会室

## 【協議事項】

- 専門分科会報告及び策定計画の答申案について
  - ・ 飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画
  - ・ 第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画
  - ・ 飯田市高齢者福祉計画・(第8期)介護保険事業計画

## 障がい者福祉分科会

第1回 飯田市社会福祉審議会 障がい者福祉分科会  
令和2年7月6日(月) 上郷公民館 2階講堂

### 【協議事項】

- (1) 第5期飯田市障がい福祉計画及び第1期飯田市障がい児福祉計画の実績等について
- (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る国の基本指針等について
- (3) 計画策定スケジュールについて

### 【連絡事項】

- (1) 通知等の送付先について
- (2) 次回の開催予定について
- (3) 本部会委員について

第2回 飯田市社会福祉審議会 障がい者福祉分科会  
令和2年7月6日(月) 飯田市役所 C棟3階C311-313 会議室

### 【協議事項】

- (1) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(策定方針)について

### 【連絡事項】

- (1) 次回の開催予定について
- (2) 飯田市社会福祉審議会本部会の予定

第3回 飯田市社会福祉審議会 障がい者福祉分科会  
令和2年10月7日(水) 飯田市役所 A棟2階第2委員会室

### 【協議事項】

- (1) 第6期飯田市障がい福祉計画(素案)について
- (2) 第2期飯田市障がい児福祉計画(素案)について

### 【連絡事項】

- (1) 次回の開催予定について
- (2) 飯田市社会福祉審議会の予定

第4回 飯田市社会福祉審議会 障がい者福祉分科会 会議録  
令和3年2月1日(月) 飯田市役所 A棟2階第2委員会室

### 【協議事項】

- (1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画原案に対する意見について
- (2) パブリックコメントについて
- (3) 第6期飯田市障がい福祉計画(案)・第2期飯田市障がい児福祉計画(案)について
- (4) 第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画の審議報告について

## 飯田市社会福祉審議会 本部会委員名簿

令和3年2月1日現在

No.	氏名	分科会	所属団体等	本部会役職
1	原 久	児童福祉分科会	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	
2	近藤 政彰	児童福祉分科会	飯田市私立保育園連盟	
3	小池 とし子	児童福祉分科会	飯田市ひとり親家庭福祉会	
4	宮下 智	障がい者福祉分科会	南信州広域連合地域自立支援協議会	
5	菱田 博之	障がい者福祉分科会	飯田女子短期大学	
6	松澤 陽子	障がい者福祉分科会	特定非営利活動法人 飯伊圏域障がい者総合支援センター	
7	吉川 一実	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会	副委員長
8	梅村 浩正	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会	
9	多田 雅幸	高齢者福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会	
10	小西 盛登	健康づくり分科会	飯田市公民館館長会	委員長
11	稲垣 享子	健康づくり分科会	飯田市食生活改善推進協議会	
	黒澤 文実子	健康づくり分科会	飯田市健康福祉委員等代表者連絡会（令和2年7月29日まで）	
12	土屋 秀富	健康づくり分科会	飯田市健康福祉委員等代表者連絡会（令和2年7月30日から）	
13	中島 武津雄	健康づくり分科会	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	

任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日

## 飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会名簿

令和3年2月1日現在 (50音順)

No.	氏名	所属団体等	備考
1	飯島 貴美代	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	
2	池内 弘江	飯田市手をつなぐ育成会	
3	市瀬 聡子	南信地域活動支援センター	
4	伊原 耕作	飯田市身体障がい者福祉協会	
5	今井 敏弘	長野県飯田児童相談所	
6	太田 佳広	公益社団法人 長野県建築士会飯伊支部	
7	熊谷 龍司	公募	
8	下岡 佑子	飯伊 PT・OT・ST 連絡協議会	
9	原 哲夫	公募	
10	菱田 博之	飯田女子短期大学	副会長 本部会委員
11	船田 敏子	指定障害者多機能型福祉施設 L サポート	
12	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター	本部会委員
13	宮澤 登志子	飯田市ボランティアセンター	
14	宮沢 祐太郎	飯田公共職業安定所	
15	宮下 智	南信州広域連合地域自立支援協議会	会長 本部会委員
16	宮原 俊一	飯田養護学校	
17	森 寿枝	公募	
18	森山 文枝	飯田市民生児童委員協議会	

任期：令平成31年4月1日～令和4年3月31日

「第6期飯田市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」に対してお寄せいただいたご意見と市の考え方

- 1 ご意見を募集した期間  
令和2年12月21日（月）から令和3年1月20日（水）まで
- 2 ご意見をお寄せいただいた方の人数  
3人の個人
- 3 ご意見の数  
4項目

No.	ご意見をいただいた項目	お寄せいただいたご意見	市の考え方
1	(全般)	<p>誰も取りこぼさない地域作り</p> <p>今地域には老若男女、病気や障がいの有無、様々な国籍、文化等々、多様な人が暮らしています。新型コロナ禍で、それまでの「ごく普通」と思っていた暮らしが叶わなくなってしまった方も…。</p> <p>自然災害等や、新型コロナ等の感染症もありますが、いつ何が起ころい、いつ自身が支援を受け、助けを受ける状態になるか分からないのが現在の社会情勢です。</p> <p>法制度等の活用はもちろんですが、必要な時に、誰でも発信でき、それを適切に受け止める場所がある。自律的に見守り、繋がり、必要な時に必要なだけ助けて貰える。</p> <p>そんな地域を作る為に必要な試行錯誤を、柔軟に実施していける地域福祉計画であって欲しいと考えます。これまで以上に様々な方や分野からも意見聴取やアイデアを得て、ハード・ソフト両面からの充実を望みます。</p> <p>例として、子ども食堂の活動に対する地域の支援、フードドライブ・フードバンク等の活動に対する地域支援、認知症等の方々の見守り活動への参加、信州あいサポート運動への参加と継続的な活動に対する地域の支援、差別解消や権利擁護に関する地域の理解を深め、高める為の活動に対する地域の支援等を提案します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等の社会状況や地球温暖化による自然環境が変化する中で、障がい児者のニーズは、多種多様化してきていると認識しております。</li> <li>・市としても、ご意見いただいたとおり、地域から孤立しないよう、家族への支援や、親亡き後のサポート体制の充実、安心して地域社会の中で暮らせる支え合いの地域づくりが必要となると考えます。</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における基本理念として、地域生活を支える支援体制の整備を掲げており、多様な主体が「我が事」としてとらえ、皆が役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現を目指していきます。</li> </ul>
2	福祉に係る人材育成について	<p>介護現場のハラスメント対策について</p> <p>介護現場で現在働いている人が意欲をもって、働き続けたいとなるような魅力ある職場にすることが大切です。そのためには、離職の原因にもなっている利用者その家族による介護現場のスタッフへのハラスメントを減らしていく、またはハラスメントが起きた時のために、迅速でしっかりと対応指針などを文案化されることを提案します。</p> <p>H30.3月に厚労省に提出された「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究報告書」によれば、仕事を辞めたいと思った職員が2～4割おり、実際に仕事を辞めた職員も1割程度います。ハラスメントは増える傾向にあり、介護現場で働く人がますます不足していきます。利用者の権利を守るとともに、介護現場で働く職員の権利も守る必要があると考えます。</p> <p>具体的な対策として、適正な利用やハラスメントにあたる行為をイラストや図説などで示したリーフレット（先行事例：神戸市）の配布。福祉・介護現場におけるハラスメント防止マニュアルの徹底と研修会の開催等が考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨は、介護現場について安心して働く環境を整えることで人材の確保にも繋がるというご提案と思われます。</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においては、基本理念として、地域生活を支えるサービス支援体制の整備を掲げており、障がい児・者が必要とする障がい福祉サービスを受けることができる体制整備においても人材の確保は重要と考えております。</li> <li>・具体的には、地域自立支援協議会を活用し、ハラスメント防止など介護現場で働く職員の権利を守る研修等に取り組んで参ります。</li> </ul>

No.	ご意見をいただいた項目	お寄せいただいたご意見	市の考え方
3	福祉に係る人材育成について	<p>多様な人材の確保について</p> <p>飯田市の福祉計画全般において、介護の問題として、人材の確保があげられていることに強く共感します。そして自身も福祉現場で働いており、当法人でもこの問題に対して日頃より頭を抱えております。</p> <p>介護職は非常にやりがいがあり、地方の仕事の中では低い給与水準でないにも関わらず手が少ない状況です。そのような状況を少しでも改善するためには介護の魅力を協力で発信する、そのような行動が必要ではないでしょうか。また行政、教育機関、社会福祉法人等が一体となり、学生のうちから福祉に触れる機会を創出し、若者が福祉に夢を抱ける環境作りをしていくことも必要ではないかと考えます。</p> <p>そして、労働人口が減少しているため、他業界と人材の取り合いになるため、人材の確保には限界があるのではないのでしょうか。介護の人材でも進みつつある外国人人材の確保を飯田市でも更に積極的に推進していかれることを望みます。またその場合、小さな法人ではそのようなノウハウがないため、介護人材を採用し育成していくスキルに長けた人材を飯田市で置いていただけるとより、外国人労働者の受け入れが進むのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に携わる人材の確保につきましては、重要な課題と考えております。</li> <li>・その対策といたしまして、ご指摘いただきましたとおり、まずは福祉に触れる機会の創出が有効であると考えております。</li> <li>・市としては、そうした機会を提供するために、障がい児・者の社会参加促進事業、コミュニケーション支援事業、文化芸術活動・障がい者スポーツの振興等を通じて、障がいに対する市民の正しい知識と理解の推進に取り組んで参ります。</li> </ul>
4	平時からの災害の備えについて	<p>平時からの災害の備えについて</p> <p>災害時に備え、業務や会議におけるオンライン化の推進と、業務上で取り扱うデータのクラウド管理を図っていくことを提案します。</p> <p>オンライン化については、現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況で、様々な場面で、福祉関係職員・利用者・相談者・地域住民が直接顔を合わせる事が困難になっています。事業所によってはオンライン化が進んでいるところもありますが、行政として様々な場面でオンライン化の推進を図っていただきたいと考えます。</p> <p>また、いつ起こるか分からない地震災害・豪雨災害等に備えるため、事業所が業務上で取り扱う各種データや、まちづくり委員会等で管理するデータの保存・管理等についても、紛失に備えてクラウド化等を推進していただきたいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見いただいたように、現在のコロナ禍においては、以前は当たり前とされていた対面による支援会議や業務が困難となり、オンライン化が求められている状況にあります。</li> <li>・また、業務のオンライン化への取り組みは、コロナ禍収束後も、新しいスタイルとして推進する必要があると考えています。</li> <li>・障がい福祉サービスの提供においては、直接支援を必要とする機会が多い状況にはありますが、地域自立支援協議会における会議及び研修会等、可能な部分からオンライン化を図って参ります。</li> </ul>

## 国の基本指針で示された事項

「令和2年5月29日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知」

### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成に係る2023年度の目標設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。</p> <p>精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p>
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
4	福祉施設から一般就労への移行等	<p>令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p> <p>このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。</p>
5	障がい児支援体制の整備等	<p>令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。</p> <p>令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</p> <p>令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。</p> <p>令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設</p>

		けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
6	相談支援体制の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
7	障がい児支援体制の整備 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

## 2 サービス見込み量を定める主な事項

※サービス見込み量は原則として、県計画が国の基本指針の目標数値から算定した量を基に定める。

### ○ 訪問系サービス

事項	内容
居宅介護・度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する

### ○ 日中活動系サービス

事項	内容
生活介護	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（機能訓練）	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

事項	内容
就労継続支援（A型）	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。設定に当たって、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
就労定着支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

## ○ 居住系サービス

事項	内容
自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
共同生活援助	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	2019年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たって、2023年度末において、2019年度末時点の施設入所者数の1.6パーセント以上を削減することとし、2020年度末において、障がい福祉計画で定めた2020年度までの数値目

事項	内容
	標が達成されないと見込まれる場合、未達成割合を2023年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

#### ○ 相談支援

事項	内容
計画相談支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。設定に当たって、入所又入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

#### ○ 障がい児通所支援、障がい児相談支援等

事項	内容
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、

事項	内容
	幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
障がい児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

○ 発達障がい者等に対する支援

事項	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

○ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等

事項	内容
	を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域定着支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の共同生活援助	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

○ 相談支援体制の充実・強化のための取組

事項	内容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

○ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

事項	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数を見込みを設定する。

本計画における「障害」表記は、長野県のガイドラインを参考に、「障がい」と「障害」を使用しています。

## 長野県「障害」表記のガイドライン

平成 26 年 2 月 7 日

### 1 趣旨

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見があるが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更するべきとの意見がある。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がない。

このため、県では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとする。

### 2 表記の取扱い

(1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。

(2) 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公告）において表記する場合等

### 3 対象とする文書

新たに作成、発出及び改定する公文書等（一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等）のうち、変更可能なものとする。なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

### 4 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から（なお、これ以前であっても、可能なものから表記の変更に努めることとする。）